「NAKAYA」事件

知財高裁平成 18 年 9 月 20 日判決 平成18年(行ケ)第10215号 審決取消請求事件 キーワード:独占適応性、周知商標

識別力の無い商標「中屋」の欧文字表記「NAKAYA」を周知商標と認定した事案。

「中屋」は、鋸鍛冶の屋号の一つであり、その起源は明らかでないが、遅くとも江戸時代には、これを冠して銘とする鋸鍛冶が多数存在し、現在においても、鋸製作業者や目立業者の中に、「中屋」を含む名称を使用する者が存在する。しかし、「NAKAYA」の表示を鋸の銘や名称に使用している者は、被告のほかにいない。営業実績等の事実によれば、引用商標は、本件商標の出願日及び登録査定日の当時、被告の業務に係る商品である鋸を表示するものとして、需要者の間に広く認識されており、その状態が現在においても継続していると認められる。

確かに、「中屋」は、自他商品の識別標識として機能しないということができるとしても、被告は、鋸に引用商標「NAKAYA」を使用してきているところ、引用商標を鋸の銘や名称に使用している者が被告のほかにいないことを併せ考えると、引用商標は、被告の業務に係る商品である鋸を表示するものとして、需要者の間に広く認識されていると認められるから、自他商品の識別標識として機能しないということはできない。

また、「中屋」が、被告一個人の独占には適さない屋号、独占させるべきでない商標であるとしても、このことから、直ちに、その欧文字表記である「NAKAYA」までもが、一個人の独占には適さない屋号、独占させるべきでない商標であるということはできない。

本件商標は、需要者の間に広く認識されている引用商標に類似し、かつ、その商品である鋸に類似する商品について使用するものである。

以上のとおりであって、原告主張の審決取消事由はいずれも理由がないから、 原告の請求は棄却されるべきである。

本件商標(登録第4861844号) 引用商標



^rNAKAYA ₁

弁理士 土生 真之